

大阪市民間老朽住宅建替支援事業
狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱

制 定 平成 23 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多い等、防災面や住環境面で様々な課題を抱えた密集市街地において、防災性の向上及び居住環境の改善を図るため、狭あい道路に面する老朽木造住宅を除却する場合に、除却費等の一部を大阪市が補助することに関し、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対策地区 地震時等において面的な災害の可能性が高い市街地で、別表 1 に掲げる区域をいう。
- (2) 重点対策地区 対策地区のうち、延焼危険性及び避難困難性について最低限の安全性の確保が必要な市街地で、別表 1 に掲げる下線部分の区域をいう。
- (3) 住宅 居宅の用途に供する部分の面積が固定資産（家屋）評価証明書の床面積の合計の 2 分の 1 以上である建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建築物をいう。
- (4) 対策地区内の狭あい道路に面する敷地 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路のうち、法附則第 5 項に規定する道路で幅員が 4 m 未満の道路に面する敷地
 - イ 私道のうち、法第 42 条第 2 項に規定する道路で幅員が 4 m 未満の道路に面する敷地
 - ウ 法第 42 条に規定する道路に 2 m 以上接していない敷地
- (5) 重点対策地区内の敷地 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法第 42 条に規定する道路で幅員が 6 m 未満の道路に面する敷地
 - イ 地籍整備型土地区画整理事業の事業施行認可された施行地区の敷地
 - ウ 法第 42 条に規定する道路に 2 m 以上接していない敷地
- (6) 老朽木造住宅 別表 2 (1) の要件を満たす木造住宅をいう。
- (7) 集合住宅 重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅をいう。
- (8) 補助事業者 次のいずれかに掲げる者で、別表 2 (2) の要件を満たし、この要綱に基づき補助事業を行い補助金の交付を受けようとするものをいう。また、補助金を交付した後にあっては、補助金の交付を受けた者とする。
 - ア 補助対象となる老朽木造住宅の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）。ただし、建物所有者が複数いる場合は、他の建物所有者全員の承諾を得たものに限る。
 - イ 土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者（以下「土地所有権等を有する者」という。）。ただし、建物所有者全員の承諾を得た者に限る。
 - ウ 建物所有者又は土地所有権等を有する者の承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族。ただし、建物所有者全員の承諾を得た者に限る。
- (9) 補助事業 対策地区又は重点対策地区において、別表 2 の要件を満たし、老朽木造住宅を除却し（住戸の一部分のみを除却する場合を除く。）、この要綱に基づき補助金の交付を受ける事業をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、老朽木造住宅の除却及び除却後の整

地に要する費用とする。ただし、消費税等相当額及び他の大阪市等の事業により補助や補償を受ける部分に係る費用は除く。

(対策地区の補助率等)

第4条 市長は、対策地区に係る補助事業について、補助事業者に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内又は、次の各号に掲げる補助限度額単価を補助対象面積に乘じた額の2分の1以内のうちいずれか低い額を補助することができる。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 集合住宅（集合住宅の一部の住戸のみを除却するものを除く。）である場合 1平方メートルあたり15,000円

(2) 前号に該当しない場合 1平方メートルあたり17,000円

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助することができる額は、第6条第1項の規定に基づく補助金交付申請ごとに次の各号に掲げる額を限度（以下「補助限度額」という。）とする。

(1) 集合住宅（集合住宅の一部の住戸のみを除却するものを除く。）である場合 1棟あたり1,500,000円

(2) 前号に該当しない場合 1棟あたり750,000円

(重点対策地区の補助率等)

第5条 市長は、重点対策地区に係る補助事業について、補助事業者に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内又は、次の各号に掲げる補助限度額単価を補助対象面積に乘じた額の3分の2以内のうちいずれか低い額を補助することができる。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 集合住宅（集合住宅の一部の住戸のみを除却するものを除く。）である場合 1平方メートルあたり15,000円

(2) 前号に該当しない場合 1平方メートルあたり17,000円

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助することができる額は、第6条第1項の規定に基づく補助金交付申請ごとに次の各号に掲げる額を補助限度額とする。

(1) 集合住宅（集合住宅の一部の住戸のみを除却するものを除く。）である場合 1棟あたり2,000,000円

(2) 前号に該当しない場合 1棟あたり1,000,000円

(補助金の交付申請及び決定)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る工事契約予定日の40日前、かつ、工事契約予定日の属する年度の12月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、補助金交付申請書（様式1）に別表3に掲げる書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請までに工事契約した場合であっても、工事に未着手であることを証明できるときは、本項本文の「工事契約」及び第4項第1号の「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知日の属する年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに第11条に基づく除却完了報告を行うことができない場合は、申請することができない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、申請に係る補助金の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、補助事業に適合しているかどうか等を審査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきと認めたときは補助金の交付決定をすることができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行うにあたって、次の各号に掲げる条件を付すものとするほか、必要な条件を付することができる。

(1) 補助事業に係る工事契約は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降とすること。

(2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合（次に掲げる変更等に限る。）には、

市長の承認を受けること。

- ア 用途・形式、棟数、住戸数又は事業期間の変更
- イ 補助金の額の変更

(3) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せざる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。

5 市長は、第3項による審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金を交付しない旨の決定をすることができる。

6 市長は、第1項の申請書が到達してから40日以内に補助金の交付決定又は交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式2）により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式2-2）により速やかにその旨の理由を付して補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下書（様式3）により、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金交付申請取下承認通知書（様式4）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の工事着手)

第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付申請における工事契約予定日にかかるわらず、第7条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事契約し、その後に工事に着手しなければならない。

2 第6条第1項ただし書の規定に基づき交付申請を行う場合は、補助事業者は当該交付申請における工事着手予定日にかかるわらず、第7条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事着手し、速やかに工事着手届（様式2-1）により工事着手日を市長に届け出なければならない。

3 補助事業者は、第10条第1項イの規定に基づき補助金交付変更承認申請を行う場合は、同条第2項第1号の規定による補助金変更承認通知日以降に当該変更部分の工事に着手し、速やかに工事着手届（様式2-1）により工事着手日を市長に届け出なければならない。

(補助事業の変更及び廃止等)

第10条 補助事業者は、補助事業について次の各号に係る事業内容を変更する場合等においては、次表の第一欄に掲げる場合のときは、第二欄に定める様式を別表3で定める書類を添付して、第三欄に定める期日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 用途・形式、棟数、住戸数又は事業期間
- (2) 補助金の額
- (3) その他、市長が必要と認める事項
- (4) 補助事業の廃止

	第一欄（場合）	第二欄（様式）	第三欄（期日）
ア	第1号から第3号までの変更（ただし、次項「イ」の場合を除く。）	補助金変更承認申請書（様式5）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
イ	第2号の変更（変更申請額が既交付決定額を超える場合。）	補助金変更承認申請書（様式5）	交付決定通知日の属する年度の12月28日かつ当該変更部分の工事着手予定日の30日前
ウ	第4号の変更	補助事業廃止承認申請書（様式7）	交付決定通知日の属する年度の2月末日

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから30日以内（申請書に不備があり、訂正等に係る日数は除く。）に承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（1）補助金交付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認するとき

補助金交付変更承認通知書（様式6）

（2）補助事業廃止承認申請書の提出があった場合において、廃止を承認するとき

補助事業廃止承認通知書（様式8）

（3）前2号において変更若しくは廃止を承認することが不適当であると認めたとき

不承認通知書（様式9）

3 市長は、補助事業者が第1項に該当しながら申請を怠った場合、交付決定取消通知書（様式10）により補助事業者に補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

（完了報告）

第11条 交付決定を受けた補助事業を完了した補助事業者は、その旨を除却完了報告書（様式11）に別表3に掲げる書類を添付のうえ事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地の調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の額の確定通知書（様式12）により補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第13条 市長は、第11条に規定する報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

（補助金の交付の請求及び交付）

第14条 第12条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、補助金の交付決定通知日の属する次の年度の4月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の請求があった場合、請求があった日から30日以内に口座振替により補助金を支払うものとする。ただし、請求に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 国土交通省制定の「社会資本整備総合交付金交付要綱」若しくは「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」又は大阪府制定の「大阪府密集住宅市街地整備促進事業補助金要綱」に基づく大阪市に対する交付金等の交付決定が取り消される等により、大阪市が当該交付金等の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき
- (4) 前3号のほか、この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の取消しをした場合は、交付決定取消通知書（様式10）により補助事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第16条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、規則第9条に基づき、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をすることができる。

2 市長は、前項の取消し又は変更を行った場合は、補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式13）により補助事業者に通知する。

(他制度との併用)

第17条 他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとする補助事業者は、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

(補助事業の遂行)

第18条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

(補助事業の遂行指示等)

第20条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは職員をして補助事業に係る物件及び設計図書等の書類を実地検査させ、又は必要な指示をさせることができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の一部の停止を求めることができる。

(理由の提示)

第21条 市長は、補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求書（様式14）により期限を定めて、その補助金の返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第23条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第19条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

(関係法令の遵守等)

第24条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、良好な住環境等を確保するため、当該補助事業の敷地内又はその周辺で、実施又は実施が予定されている公的事業の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(代表申請者の選任及び責務)

第25条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における補助金の交付申請から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。

(関係書類の整備)

第26条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存しなければならない。

(調査協力)

第27条 補助事業者は、補助事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力するものとする。

(委任)

第28条 市長は、補助事業を実施するため、事務の一部を本市以外のものに委任することができる。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。
2 この要綱が施行される前に、改正前の第3条第1項の規定による申請があつたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は令和 5 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第2条第1号、第2条第2号関係)

対策地区(下線部分は、重点対策地区)

区名	町丁目
淀川区	新高1丁目(3番、4番(歌島豊里線以北、服部十三線(国道176号線)以東))、新高3丁目、西三国1~3丁目、西三国4丁目(3番の一部、4~10番)、西宮原2丁目(2~6番)、西宮原3丁目、三国本町2~3丁目
旭区	今市1~2丁目、大宮1丁目(2~7番、14~19番(市道(柳通)以北))、大宮2~4丁目、清水1~3丁目、新森1~5丁目、千林1~2丁目、高殿7丁目、中宮1丁目(12~14番(阪神高速守口線以東、市道(柳通)以北))、中宮2丁目(20~25番(阪神高速守口線以東))、中宮3丁目(13~17番(阪神高速守口線以東))、中宮4丁目(13~15番(阪神高速守口線以東))、森小路1~2丁目
都島区	東野田町5丁目、都島中通1~3丁目、都島本通3~5丁目、都島南通1丁目(21番、22番(都島東野田線以東))、都島南通2丁目
福島区	海老江2~8丁目、大開1~2丁目、玉川3丁目(3~11番(中央卸売市場北側市道以北))、玉川4丁目、野田2丁目(2~24番(中央卸売市場北側市道以北))、野田3丁目、野田5丁目、野田6丁目(1~4番)、吉野2~4丁目
鶴見区	今津中1丁目(6番、9番(片町徳庵線以南、今津中学校西側市道以西))、今津南1丁目(1番、3番、5番、7番、8番(今津中学校西側市道以西))、放出東2丁目(4~8番、17~21番(片町徳庵線以南))、放出東3丁目(2番、3番、6~33番(JR片町線(学研都市線)以北))
城東区	今福西1~2丁目、今福南1~2丁目、蒲生3~4丁目、新喜多2丁目(4~6番(JRおおさか東線以東))、 <u>鴫野東3丁目</u> 、成育1丁目(1~3番(京阪本線以西))、成育3~5丁目、 <u>天王田</u> 、中浜1~3丁目、野江1丁目(1~11番、12番の一部、13、14番(京阪本線以西))、野江2~4丁目、東中浜1~9丁目
東成区	大今里1~4丁目、大今里西1~2丁目、 <u>大今里西3丁目</u> 、大今里南1~5丁目、大今里南6丁目(1~3番、6~8番、10~13番、15~18番、20~27番(新庄大和川線(内環状線)以西))、神路1丁目(7~15番(築港深江線(中央大通)以南))、神路2~4丁目、玉津1~2丁目、 <u>玉津3丁目</u> 、中道2丁目、中道4丁目、中本1~5丁目、東今里1~3丁目、 <u>東小橋3丁目</u> (15~20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))、東中本1~3丁目、深江北1丁目(2~17番(築港深江線(中央大通)以南))、深江南1丁目
生野区	<u>生野西1~4丁目</u> 、 <u>生野東1~4丁目</u> 、 <u>勝山北1~2丁目</u> 、 <u>勝山北3~5丁目</u> 、 <u>勝山南1~4丁目</u> 、 <u>舎利寺1~3丁目</u> 、 <u>小路1~3丁目</u> 、 <u>小路東1~6丁目</u> 、 <u>新今里1~7丁目</u> 、 <u>田島1~5丁目</u> 、 <u>巽北1~4丁目</u> 、 <u>巽西1~4丁目</u> 、 <u>鶴橋1~5丁目</u> 、 <u>中川1~6丁目</u> 、 <u>中川西1~3丁目</u> 、 <u>中川東1~2丁目</u> 、 <u>林寺1丁目</u> 、 <u>林寺2丁目</u> (1~16番、17番の一部、18番(生野線以北))、 <u>林寺2丁目</u> (17番の一部、19~27番(生野線以南))、 <u>林寺3丁目</u> 、 <u>林寺4丁目</u> 、 <u>林寺5丁目</u> 、 <u>林寺6丁目</u> 、 <u>桃谷1丁目</u> 、 <u>桃谷2丁目</u> (1~4番、5番の一部、6~28番(生玉片江線以南))、 <u>桃谷2丁目</u> (5番の一部(生玉片江線以北))、 <u>桃谷3~5丁目</u>
天王寺区	上之宮町、上本町7丁目(1番、4番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、上本町8丁目(1番、4番、5番、9番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、上本町9丁目(1番、4番、5番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))、鳥ヶ辻1~2丁目、北河堀町(4~10番(東野田河堀口線(上町筋)以西))、北山町、小宮町、細工谷1丁目(4~10番(生玉片江線以南))、細工谷2丁目、 <u>下味原町</u> 、真法院町、大道1丁目(6~14番(芦原杭全線以南))、堂ヶ芝1丁目、堂ヶ芝2丁目(2~18番(生玉片江線以南))、東上町、悲田院町(1~7番(玉造筋以北))、堀越町、松ヶ鼻町

大正区	三軒家西1丁目(5~27番(JR環状線以南))、三軒家西2~3丁目
阿倍野区	旭町1丁目(2~6番(尼崎平野線以南、金塚南北線以西))、阿倍野筋4丁目(1~17番)、 <u>阿倍野筋4丁目(18~24番)</u> 、 <u>阿倍野筋5丁目(1~9番)</u> 、 <u>阿倍野筋5丁目(10~13番)</u> 、 <u>阿倍野元町(1~2番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、王子町1~4丁目、 <u>共立通1~2丁目</u> 、三明町1~2丁目、昭和町1~5丁目、 <u>天王寺町北1丁目(1~5番、6番の一部、7~10番(天王寺吾彦線以東))</u> 、 <u>天王寺町北2~3丁目</u> 、 <u>天王寺町南1丁目(1番)</u> 、天王寺町南1丁目(2~7番)、 <u>天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)</u> 、天王寺町南2丁目(8~26番)、 <u>天王寺町南3丁目(1番)</u> 、天王寺町南3丁目(4~12番)、長池町、播磨町1丁目(1~22番(柴谷平野線(南港通)以北))、阪南町1~4丁目、阪南町5丁目(1~22番(柴谷平野線(南港通)以北))、美章園1~3丁目、文の里1~4丁目、 <u>松虫通1丁目(1~12番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、 <u>松虫通2丁目</u> 、 <u>松虫通3丁目(1~4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、 <u>丸山通1~2丁目</u> 、桃ヶ池町1~2丁目
西成区	旭1~3丁目、 <u>岸里1丁目</u> 、岸里2~3丁目、岸里東1~2丁目、北津守3丁目(1番の一部(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、北津守4丁目(1~2番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、山王1丁目(2~8番、10~16番(尼崎平野線以南))、山王2~3丁目、潮路1~2丁目、 <u>聖天下1~2丁目</u> 、千本北1~2丁目、千本中1~2丁目、千本南1~2丁目、太子1丁目(2番、3番、6~13番、15番(尼崎平野線以南、堺筋線以東))、太子2丁目(2~4番(堺筋線以東))、橘1~3丁目、玉出中1~2丁目、玉出西1~2丁目、玉出東1丁目(1~11番(堺筋線(阪堺線)以西))、玉出東2丁目(2~5番、10~15番(堺筋線(阪堺線)以西))、津守1丁目(1~6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守2丁目(1~6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、鶴見橋1~3丁目、出城3丁目、 <u>天下茶屋1~3丁目</u> 、 <u>天下茶屋北1丁目(1~3番、5~6番(堺筋線以東))</u> 、 <u>天下茶屋東1~2丁目</u> 、長橋1~3丁目、中開3丁目、梅南1~3丁目、花園北1丁目(2~10番(尼崎平野線以南))、花園北2丁目、 <u>花園南1~2丁目</u> 、松1~3丁目、南津守1丁目、南開2丁目
平野区	平野上町1~2丁目、平野東1~3丁目、平野本町1~5丁目
東住吉区	今川1丁目、今川4丁目、今川7丁目、今林1丁目(1番(森小路大和川線(今里筋)以西))、北田辺1~6丁目、杭全1~5丁目、桑津1~5丁目、駒川1~5丁目、住道矢田1~4丁目、鷹合1~4丁目、田辺1~6丁目、照ヶ丘矢田1~4丁目、中野1丁目、中野3丁目、西今川1~4丁目、針中野1~4丁目、東田辺1~3丁目、南田辺1丁目、山坂1~3丁目、湯里1~2丁目、湯里4~5丁目
住吉区	上住吉1~2丁目、沢之町1丁目(10番、11番(長柄堺線(あべの筋)以西))、清水丘1~3丁目、墨江1~4丁目、住吉1~2丁目、千躰2丁目、帝塚山中1~5丁目、帝塚山西1丁目(1番の一部、2~14番(柴谷平野線(南港通)以南))、帝塚山西2~4丁目、帝塚山東1~5丁目、殿辻2丁目、長峡町、万代2~6丁目、東粉浜1~3丁目
住之江区	安立1~4丁目、粉浜1~3丁目、粉浜西1~3丁目、住之江1~3丁目、中加賀屋1~3丁目、中加賀屋4丁目(1番、2番、5番、6番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西加賀屋1~3丁目、西加賀屋4丁目(1~3番、5~7番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西住之江1~2丁目、浜口西1~2丁目、浜口東1~3丁目、東加賀屋1~4丁目、御崎1丁目、御崎3丁目

別表2（第2条第6号、第2条第8号、第2条第9号関係）

補助事業の要件

（1）老朽木造住宅の要件、補助対象となる面積等

対策地区	対策地区内の狭あい道路に面する敷地に存する昭和25年以前に建築された木造住宅であると証明されたもの。 ただし、昭和26年以降に増築または改築された部分は補助の対象としない。
重点対策地区	重点対策地区内の敷地で昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であると証明されたもの。 ただし、法第42条に規定する道路に2m以上接していない敷地に存する昭和26年以降に建築された木造住宅、昭和26年以降に建築された道路中心より2mの範囲に存する木造住宅の部分又は、昭和56年6月1日以降に増築若しくは、改築した部分は補助の対象としない。
その他	当該木造住宅が、以下のすべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産（家屋）評価証明書（以下「評価証明書」という。）により補助の要件となる建築年及び補助対象面積が証明されたもの。なお、木造住宅で評価証明書に建築年の表記がない場合、評価証明書に代わる閉鎖登記簿謄本等において、昭和25年以前又は昭和56年5月31日以前の建築が確認できれば補助事業の要件を満たしたものとする。 ・差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。 ・大阪市営・大阪府営・都市再生機構・公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理する住宅でないこと。 ・法第9条若しくは第10条又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条に規定する措置が命じられていないものであること。

（2）補助事業者の要件

納税状況	補助事業者及び補助事業者と同一世帯の建物所有者について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税 ・所有する全ての土地・家屋に係る税（固定資産税・都市計画税）
------	--

別表3 様式及び添付書類一覧

補助金交付申請書	様式1	
委任状（代理人）		・代理人を定める場合
補助事業者が、建物所有者又は土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・補助事業者が、建物所有者又は土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合
補助事業者一覧	様式1-2	・補助事業者が複数の場合 ・代表申請者を除く全員の委任状を添付すること
委任状（代表申請者を除く全員）	様式1-3	
納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）		・補助事業者が複数の場合は全員の納税証明書が必要 ・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要 ・市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書を添付すること ・別表2（2）に記載のもの
除却建物一覧	様式1-4	・除却する建物全てを棟ごとに記入すること
固定資産（家屋）評価証明書		・棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること ・登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること
登記事項証明書・登記簿謄本（建物）		・申請に係る除却建物全てにかかるもの ・土地所有者が申請する場合は、登記事項証明書・登記簿謄本（土地）を添付すること
承諾書（建物の除却について）	様式1-5-1	・補助事業者以外に建物所有者がいる場合 ・補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
	様式1-5-2	・土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族が補助事業者になる場合 ・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
位置図		除却する建物、敷地、狭い道路等の位置等を示すこと
除却建物の外観写真		1棟あたり2方向
誓約書	様式1-6	
交付申請額内訳書（対策地区）	様式1-7	
交付申請額内訳書（重点対策地区）	様式1-8	
見積書	様式1-9	・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
工事に未着手であることを証する書類		・第6条第1項ただし書の規定に基づき補助金交付申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書	様式2	

工事着手届	様式2－1	・第9条第2項の規定に基づいて工事に着手した場合
補助金不交付決定通知書	様式2－2	
補助金交付申請取下届	様式3	
補助金交付申請取下承認通知書	様式4	
補助金交付変更承認申請書	様式5	
交付申請額内訳書（対策地区）	様式5－2	
交付申請額内訳書（重点対策地区）	様式5－3	
変更承認に必要な書類等（変更内容が確認できる書類等）		
変更部分の工事に未着手であることを証する書類		・第10条第1項イに基づき申請する場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書	様式6	
補助事業廃止承認申請書	様式7	
その他申請に必要と認める書類		
補助事業廃止承認通知書	様式8	
不承認通知書	様式9	
交付決定取消通知書	様式10	
除却完了報告書	様式11	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと
除却整地工事請負契約書等の写し		<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者が補助事業にかかる工事契約をしていることが確認できるもの
完成写真		
除却整地工事費の支払いを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> 領収書及びその他支払いを証明する書類
領収書等遅延理由書	様式11－2	<ul style="list-style-type: none"> 領収書遅延理由書を提出する場合は、請求書の写しを添付すること 補助金請求の際に工事費の支払いを証する書類（領収書及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
その他申請に必要と認める書類		
補助金の額の確定通知書	様式12	
請求書		
その他申請に必要と認める書類		
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書	様式13	
補助金返還請求書	様式14	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。
なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒
(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)
フリガナ
氏名
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)
電話番号

補助金交付申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第6条第1項に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区
(住居表示) 大阪市 区

2 除却計画

(1) 事業期間

契約日又は契約予定日	令和 年 月 日
工事着手予定日	令和 年 月 日
事業完了予定日	令和 年 月 日

(2) 除却建物概要

接道状況	〔附則第5項・法42条第2項・2m以上接道していない・他の道路〕 (道路幅員 4m未満・6m未満)			
用途・形式※1	構造・階数	建築及び増築年	住戸数	床面積※2
	造 階建	年	戸	m ²
		合計	棟 戸	m ²
うち補助対象	合計	棟 戸		m ²

※1：「共同建て」「長屋建て」「長屋建て(切取)」「戸建て」の別を記載してください。

※2：固定資産(家屋)評価証明書に記載された面積

3 交付申請額

_____円

大阪市記入欄			
ア	イ	ウ	エ
東	西	南	北
住宅用途面積 1/2 (以上・未満)			

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄)	〒　　— TEL　(　　)　—
	〒　　— TEL　(　　)　—

(注) 1 補助事業者全員を記載してください。

- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知りおきください。

(様式1－3)

令和　年　月　日

大阪市長

委任状

この度、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として _____ 氏 に委任いたします。

補助事業者
住所　〒

氏名

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

(様式 1 - 4)

除却建物一覽

(注) 1 除却建物の全てについて棟ごとに記載し、固定資産（家屋）評価証明書（棟明細の表記があり、共有者氏名、建築年が付記されていること。また登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること。）を添付してください。

2 補助事業者以外に建物所有者がいる場合は、補助事業者を除く建物所有者全員が除却を承諾している旨の書類を添付してください。

3 位置図及び除却建物の外観写真（1棟あたり2方向程度）を添付してください。

令和 年 月 日

様

承諾書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

1 建物所在地

(地名地番) 大阪市 区
(住居表示) 大阪市 区

2 家屋番号

3 構造・階数 造 階建

4 延床面積 m^2

建物所有者
住所 〒

氏名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

様

承諾書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私が所有権等を有する次の土地において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

1 土地の所在地 大阪市 区

2 地積 m^2

3 家屋番号

4 構造・階数 造 階建

5 延床面積 m^2

土地所有権等を有する者
住所 〒

氏名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

大阪市長

誓約書

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

*長屋建て住宅の一部を除却する場合

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

*除却する老朽木造住宅が賃貸住宅であり、かつ当該住宅に居住者がいる場合

補助事業者は、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、居住者より当該住宅からの立ち退きについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる居住者及び関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処いたします。

また、同要綱に違反し、大阪市より補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者
住所 〒

氏名

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

交付申請額内訳書

(対策地区)

算出項目		除却費等	備考
除却面積	a	m ²	この補助事業の実施に伴い除却する面積 (※1)
うち、補助対象面積	b	m ²	
補助率	c	1／2	
契約（見込）額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	円	
補助対象経費による補助金の額	e	千円	$e = d \times (b/a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	千円	集合住宅 (※2) : 15 千円 上記に該当しない住宅 : 17 千円
補助対象面積による補助金の額	g	千円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額	h	千円	集合住宅 (※2) : 1,500 千円 上記に該当しない住宅 : 750 千円
交付申請額	i	千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積 (a) が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

交付申請額内訳書

(重点対策地区)

算出項目		除却費等	備考
除却面積	a	m^2	この補助事業の実施に伴い除却する面積 (※1)
うち、補助対象面積	b	m^2	
補助率	c	2/3	
契約（見込）額のうち、除却工事・整地工事にかかる費用	d	円	
補助対象経費による補助金の額	e	千円	$e = d \times (b/a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	千円	集合住宅 (※2) : 15 千円 上記に該当しない住宅 : 17 千円
補助対象面積による補助金の額	g	千円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額	h	千円	集合住宅 (※2) : 2,000 千円 上記に該当しない住宅 : 1,000 千円
交付申請額	i	千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積 (a) が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

様

見積書

作成者

工事場所 大阪市 区

工事概要 造 階建 建物除却工事

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
除却工事及び整地工事				
建物除却	1	式		
整地				
諸経費				
計				
屋内残存物処分、屋外工作物等除却工事、壁面補修等				
屋内残存物処分				
屋外工作物（塀・樹木）等除却				
壁面補修				
諸経費				
計				
合計（税抜）				
消費税				
契約見込額	合計（税込）			

(様式2)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日
様
大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

記

1 事業期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 除却計画概要

承認番号			
除却計画敷地	(地名地番)		
	(住居表示)		
建物概要	棟	戸	造
除却建物の状況	補助対象部分	補助対象外部部分	
建築年			
床面積			
除却面積計			

3 補助事業者

住所

氏名

4 交付決定額 _____ 円

5 交付条件

- (1) 補助事業の工事契約は、補助金の交付決定通知日以降としなければなりません。ただし、第6条第1項ただし書の規定に基づき交付申請した場合は、「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとします。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請を怠った場合は、補助金の交付決定を取り消します。
- (3) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けなくてはなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。

(様式2-1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒
(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)
フリガナ
氏名
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)
電話番号

工事着手届

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で（交付決定・交付変更承認）
の通知を受けた事業について、工事又は変更部分の工事に着手したので大阪市民間老朽住宅建替
支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区
(住居表示) 大阪市 区

3 工事着手日 令和 年 月 日

(様式2-2)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり交付しない旨の決定したので通知します。

記

1 補助事業者

住所

氏名

2 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

3 不交付決定の理由

(様式3)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助金交付申請取下書

令和 年 月 日 付け 大阪市指令
第 号 で 交付決定の あつた 除却事業に
について、取下げを したいので 次のとおり 申請します。

記

1 承認番号

2 交付決定額

_____円

3 取下理由

(様式4)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金について、取下書の提出があったので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次の内容の交付申請の取下げを受理し、承認したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日 付け

大都整密・大都整生
大阪市指令都整密
大阪市指令都整生

第

号

で

補助金交付決定通知
補助金交付変更承認通知

のあった補助事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第10条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 承認番号

2 変更内容

ア. 補助事業の内容

イ. 交付変更申請額

既交付決定額 _____ 円

交付変更申請額 _____ 円

差引増△減額 _____ 円

ウ. その他

3 変更理由

交付申請額内訳書

(対策地区)

算出項目	令和 年 月 日 交付決定時	変更申請時	備考
除却面積 a		m^2	m^2 この補助事業の実施に伴い 除却する面積 (※1)
うち、補助対象面積 b		m^2	m^2
補助率 c		1 / 2	
契約（見込）額のうち、 除却工事・整地工事にかかる費用 d		円	円
補助対象経費による補助 金の額 e		千円	千円 $e = d \times (b / a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価 f		千円	集合住宅 (※2) : 15 千円 上記に該当しない住宅 : 17 千円
補助対象面積による補助 金の額 g	千円	千円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額 h		千円	集合住宅 (※2) : 1,500 千円 上記に該当しない住宅 : 750 千円
交付申請額 i	千円	千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積 (a) が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

交付申請額内訳書

(重点対策地区)

算出項目	令和 年 月 日 交付決定時	変更申請時	備考
除却面積 a	㎡	㎡	この補助事業の実施に伴い 除却する面積 (※1)
うち、補助対象面積 b	㎡	㎡	
補助率 c	2／3		
契約（見込）額のうち、 除却工事・整地工事にかかる費用 d	円	円	
補助対象経費による補助金の額 e	千円	千円	$e = d \times (b/a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価 f	千円		集合住宅 (※2) : 15 千円 上記に該当しない住宅 : 17 千円
補助対象面積による補助金の額 g	千円	千円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額 h	千円		集合住宅 (※2) : 2,000 千円 上記に該当しない住宅 : 1,000 千円
交付申請額 i	千円	千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積 (a) が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

大阪市長

補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付けで交付変更承認申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度交付要綱第10条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり交付変更を承認したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

4 変更内容

ア. 補助事業の内容

イ. 交付変更決定額 _____円

ウ. その他

5 交付条件

(様式 7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日 付け

大都整密・大都整生
大阪市指令都整密
大阪市指令都整生

第

号

で
補助金交付決定通知
補助金交付変更承認通知

のあった事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度
補助金交付要綱第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 除却計画敷地
(地名地番) 大阪市区

3 廃止理由

(様式8)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助事業廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで廃止承認申請のあった補助事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 10 条第 2 項第 2 号により審査の結果、承認したので通知します。

記

1 承認番号 号

2 補助事業者

住所

氏名

3 除却計画敷地
(地名地番) 大阪市 区

(様式9)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった件については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業
狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 10 条第 2 項第 3 号により審査の結果、不
承認となりましたので通知します。

記

1 補助事業者

住所

氏名

2 除却計画敷地

(地名地番)	大阪市	区
(住居表示)	大阪市	区

3 不承認の理由

(様式 10)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

交付決定取消通知書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 条
第 項の規定に基づき、次のとおり交付決定を取り消します。

記

- 承認番号
- 補助事業者
住所
氏名
- 除却計画敷地
(地名地番) 大阪市 区
- 取消理由



(様式 11)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所 〒

氏名

除却完了報告書

令和 年 月 日 付け 大都整密・大都整生 第 号で 補助金交付決定通知
大阪市指令都整密 補助金交付変更承認通知
大阪市指令都整生

のあった補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり報告します。

記

承認番号			
除却計画敷地 (地名地番)	大阪市	区	
除却整地費契約金額	丁目	番地	円 (税込)
補助金の交付決定額	うち補助対象工事費		
	円 (税抜)		
	円		

大阪市長

領収書等遅延理由書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱に基づき、除却完了報告を行うにあたり、除却工事費等の支払いを証する書類（領収書等）の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

〔 〕

なお、除却工事費等に係る要支払額を示す書類として、当該除却工事費等に係る請求書の写しを添付します。

支払い額 金 円

支払い予定日 令和 年 月 日頃

補助事業者

住所

氏名

(様式 12)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで除却完了報告のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

4 確定補助金額 _____ 円

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 13)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

(様式 14)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金返還請求書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を取り消した件の補助金については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度補助金交付要綱第 22 条の規定に基づき、次のとおり返還を求める。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所

氏名

3 除却計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

4 返還金額

5 返還期限

(注) 補助金返還金額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。